

洞爺湖町空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家情報登録制度「空き家バンク」(以下「空き家バンク」という。)について必要な事項を定め、洞爺湖町における空き家の有効活用を通して、洞爺湖町への移住及び定住促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)「空き家」とは、洞爺湖町内に存する、個人が居住を目的として建築及び取得した空き家(空き家になる予定のものを含む。)であって、現に居住していない(近く居住しなくなる予定のものを含む。)建物をいう。

(2)「空き家バンク」とは、町内に存している空き家の登録を通じて、空き家等利用希望者に対して、情報提供を行う制度をいう。

(3)「所有者」とは、空き家に係る所有権を有する者をいう。

(4)「不動産業者」とは、宅地建物取引業の許可を受けた事業者をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外の手段による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申請等)

第4条 空き家バンクによる空き家の情報登録を希望する所有者は、洞爺湖町「空き家バンク」登録申請書(別記様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。なお、不動産業者に管理若しくは仲介を委任している場合は、所有者及び当該委任業者との連名により提出しなければならない。

(1)同意書(別記様式第2号)

(2)情報公開開示内容確認書(別記様式第3号)

(3)不動産業者に管理若しくは仲介を委任している場合は、当該契約書の写し

(4)その他、町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項の規定による登録の申請があったときは、その内容等を確認し適当と認められる場合は、洞爺湖町「空き家バンク」登録台帳(別記様式第4号。以下「登録台帳」という。)に登録するものとする。

3 町長は、前項の規定による登録(以下「バンク登録」という。)をしたときは、洞爺湖町「空き家バンク」登録完了通知書(別記様式第5号)を当該申請者に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家について、適当と認められるものは、当該所有者等に対して同制度の登録の申請を要請することができる。

(登録事項の変更の届出等)

第5条 前条第3項の規定による通知を受けた申請者(以下「登録申請者」という。)は、当該登録申請書の内容に変更があったときは、洞爺湖町「空き家バンク」登録変更届出書(別記様式第6号)に変更内容を記載し、停滞なくその旨を町長に届出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、バンク登録の登録事項を更新するものとする。

(空き家登録台帳登録の抹消)

第6条 町長は、登録申請者が次のいずれかに該当するときは、登録台帳の登録を抹消できるものとする。

- (1) 登録台帳に登録された物件が、売買契約又は賃貸契約が締結されたとき。
- (2) 洞爺湖町「空き家バンク」登録抹消届出書（別記様式第7号）の届出があったとき。
- (3) 申請内容に虚偽があったとき。
- (4) その他、町長が適当でないと認めたとき。

2 町長は、前項の規定により登録台帳の登録を抹消したときは、洞爺湖町「空き家バンク」登録抹消通知書（別記様式第8号）により登録申請者に通知するものとする。

（公開情報の内容）

第7条 公開する情報は、洞爺湖町「空き家バンク」登録申請書の記載内容とする。ただし個人情報に係る情報は除く。

- 2 公開する情報は、洞爺湖町のホームページによって行うとともに、空き家情報バンク担当窓口等において、公開するものとする。

（情報提供及び利用）

第8条 町長は必要に応じて、登録台帳に登録された必要な情報を、空き家を利用使用とする者（以下「利用希望者」という。）に提供するものとする。

- 2 利用希望者は、前項の規定による情報の提供を受けようとするときは、洞爺湖町「空き家バンク」利用申込書（別記様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申込みをしなければならない。

- (1) 誓約書（別記様式第10号）
- (2) 身分を証明できる書類

（利用希望者の要件）

第9条 利用希望者は、洞爺湖町以外に住所を有する者で、次の要件を満たした者（以下「利用登録者」という。）でなければならない。

- (1) 空き家に定住し又は定期的に滞在して、洞爺湖町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活し、地域の活性化に寄与できる者
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が適当と認めた者

（登録申請者と利用登録者の交渉等）

第10条 町長は、登録申請者と利用希望者が行う空き家等の売買、賃貸借に関する交渉並びに契約については、空き家バンクの情報提供を除いて、一切これに関与しない。

（個人情報の保護）

第11条 第4条第1項及び第8条第2項の規定により申請又は申し込みのあった個人情報の取扱いについては、洞爺湖町個人情報保護条例（平成18年洞爺湖町条例第14号）に定めるところによる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月 1日から施行する。